

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律 (平成27年法律第37号)の概要

① 非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外

- ・ 審判期間が著しく長期又は公判期日が著しく多数で、裁判員の選任等が困難な事案は、裁判官のみで審判を行う。

(第3条の2)

② 災害時における辞退事由の追加

- ・ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務を行う必要があることを辞退事由として明記。(第16条第8号ホ)

(例) 豪雨で裏山が崩壊し、自宅が崩壊

③ 非常災害時における呼出しをしない措置

- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害で交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者は、呼出しをしないことができることを明記。(第27条の2, 第97条第5項)

(例) 東日本大震災で被害を受けた地域

④ 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護

- ・ 裁判官, 検察官, 被告人, 弁護人は, 裁判員候補者に被害者特定事項(注)を正当な理由なく明らかにしてはならない。
(第33条の2第1項)
- ・ 裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は, 裁判員等選任手続で知った被害者特定事項を公にしてはならない。
(第33条の2第3項)

(注) 被害者特定事項とは, 氏名及び住所等被害者を特定させることとなる事項をいう(刑事訴訟法第290条の2)。